記者発表資料

平成２１年　４月　６日
国土交通省東北地方整備局
秋田河川国道事務所

異常気象時における事前通行規制区間の指定解除について

国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所では、一般国道46号大仙市協和荒川地内に、豪雨等の異常気象時に地すべりや落石の危険性がある区間を事前通行規制区間として指定していましたが、防災対策工事が完了したことより、H21.3.30に通行規制区間の指定を解除しました。

※事前通行規制区間：豪雨・地震等の異常気象時において道路の通行が危険と認められる場合に規制基準を定めて道路通行規制を実施する区間

○当該区間は、昭和49年に延長3.2kmについて連続雨量150mmを規制基準として指定していたが、昭和51年度に延長1.0kmに短縮し現在に至っている。

○落石や地すべりの危険箇所について防災対策工事が完了し、規制基準雨量以上の降雨（連続雨量155mm：平成19年度）を観測したが無災害であった。また、有識者を含む検討委員会において、区間の安全性と防災対策工の有効性及び管理体制について評価・見解を頂いている。

○解除後は地すべり危険箇所に自動観測システムによる監視を実施し、異常気象時には、道路パトロールを行うとともに、降雨後に防災点検を実施する。また、必要に応じて専門家による点検を行うこととしている。



記者発表先：秋田県政記者会

お問い合わせ先
国土交通省　東北地方整備局　秋田河川国道事務所　TEL ： 018-823-4167
道路担当　副　所　長：佐藤（さとう）　寿昭（としあき）（内線２０５）
道路管理第二課長：藤原（ふじわら）　巌（いわお）（内線４４１）

概要説明書

一般国道46号（荒川地区）事前通行規制区間（82.8kp～83.8kp）
「異常気象時における事前通行規制区間の指定解除」について

1. 事前通行規制解除の必要性

(1) 一般国道46号の概要
　岩手県盛岡市と秋田県秋田市を結び、奥羽山脈を貫いて両県を東西に横断する主要幹線道路であり、産業・経済・文化の交流を支えている。

(2) 事前通行規制区間の概要

- 区間　：82.8kp～83.8kpの延長1.0km
- 災害履歴　：事前規制区間を指定以来、災害発生12回、平成に入ってからは2回（H9.5盛土部2箇所）
- 通行規制実施　：基準値による事前規制 2回（S54、H19）であり、いずれも無災害であった。

⇩

通行規制による地域住民への影響及び周辺地域の経済への影響が大きく
「異常気象時の事前通行規制」の解除の必要性が高い

2. 事前通行規制解除に向けた道路管理者の取り組み

一般国道46号（荒川地区）事前通行規制区間検討委員会（H17.12～H20.2　計3回）
　検討事項…　a）現地調査、b）安全性評価、c）見直し方針、d）監視体制

(1) 防災対策工
- H8道路防災総点検要対策箇所及び上方斜面の要対策箇所について対策工事を実施
　※対策箇所　9箇所　⇒　H10～H19までに対策工事完了
　　対策完了後のH19.9.17に基準値を超える連続雨量155㎜が観測されたが、降雨後の点検で無災害を確認

(2) 管理・監視体制
- パトロールと防災点検、さらに地すべり危険箇所について自動観測システムを用いて管理基準値による管理・監視

(3) 検討委員会結果のポイント
- H8道路防災総点検と上方斜面の安定度評価は対策工の効果により「要対策」から「ｶﾙﾃ監視」に変更が可能
- 当地区は整備した自動観測システムにより管理・監視が可能

⇩

「異常気象時の事前通行規制」を解除するための条件が整ったことから、H21.3.30解除したものである。

3. 事前通行規制解除後の管理体制

解除後の管理体制
- 異常気象時には道路パトロールと降雨後の防災点検、必要に応じて専門家による点検を実施
- 地すべり箇所に対する自動観測システムにより管理・監視を実施

対策状況写真



法枠工＋アンカー工(H11 施工)



吹付法枠工(H19 施工)